

## 志賀原子力発電所 使用済燃料の処分の方法に係る 原子炉設置変更許可の申請について

平成28年8月16日  
北陸電力株式会社

当社は、本日（8月16日）、志賀原子力発電所1号機及び2号機における「使用済燃料の処分の方法」に係る原子炉設置変更許可を原子力規制委員会に申請しましたので、お知らせします。

当社は、本年5月の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」の公布<sup>\*</sup>により、同法の施行後は使用済燃料の再処理に係る実施体制が変更となることから、本日（8月16日）、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、志賀原子力発電所1号機及び2号機における原子炉設置許可申請書本文第8号の「使用済燃料の処分の方法」に係る原子炉設置変更許可を原子力規制委員会に申請しました。

なお、本変更での設備の設計変更や改造工事等はありません。

以 上

### （添付資料）申請の概要

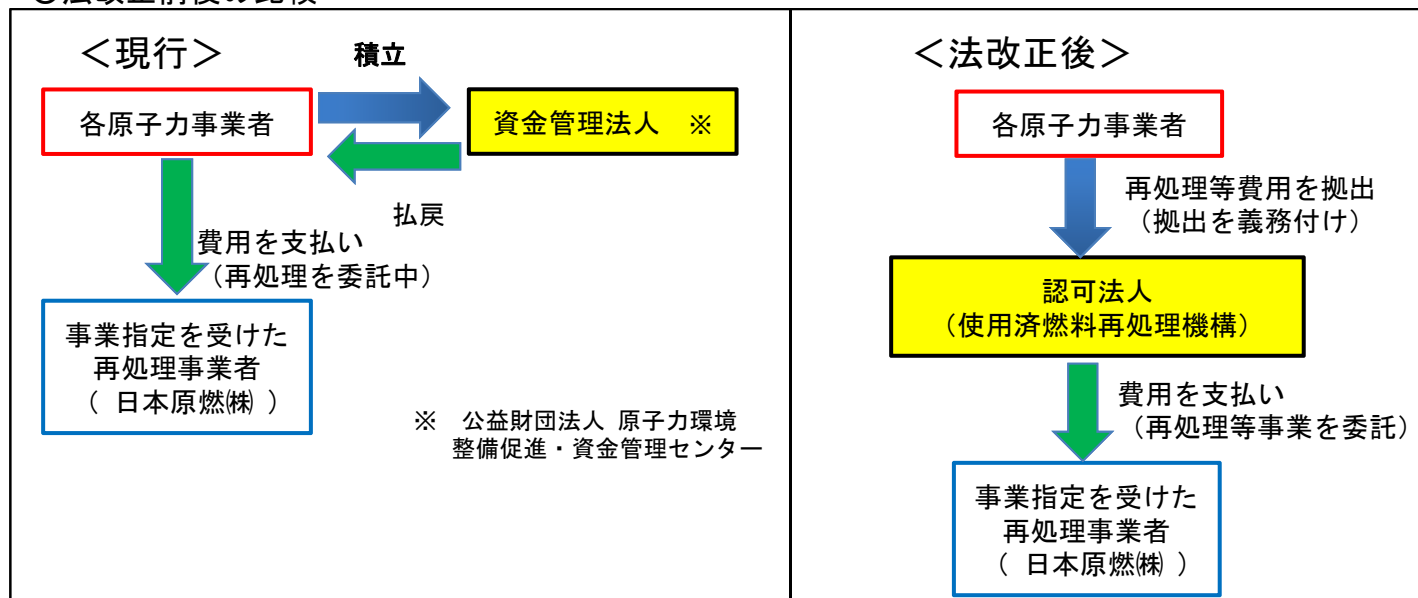
※ 本年5月11日に、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案」が可決・成立し、改正後の法律名称「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」として5月18日に公布された。

## 申請の概要

### ○法改正の概要

- ・使用済燃料の再処理等事業に必要な資金を**拠出金制度**により安定的に確保
- ・再処理等事業を、引き続き着実かつ効率的に実施するための**認可法人**(使用済燃料再処理機構)の**設立**

### ○法改正前後の比較



### ○本文第8号〔使用済燃料の処分の方法〕の記載内容の変更

変更前	変更後
<p>使用済燃料は、国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とすることとし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理する。</p>	<p>使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等拠出金法」という。）に基づく拠出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、使用済燃料を適切に貯蔵・管理する。</p> <p>ただし、使用済燃料再処理等積立金が使用済燃料再処理機構に引き渡されるまでの間は、平成12年12月5日付で許可を受けた記載を適用する。</p>
<p>再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受けることとする。</p> <p>ただし、燃料の炉内装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>海外において、再処理を行う場合は、これによって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</p> <p>また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p>	<p>海外において再処理が行われる場合は、再処理等拠出金法の下で我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとする。</p> <p>海外再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</p> <p>また、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p>